

---

## はじめに

土地家屋調査士試験は、例年およそ4,400人が受験し上位400人前後の選ばれた者のみが合格する非常に難関な試験です。

令和6年度の土地家屋調査士本試験は、10月20日（日）に実施される予定となっています。

本試験直前期は、今までの学習の成果がきちんとアウトプットできるかを確認するとともに、苦手科目の発見・克服に努めなければなりません。

そこで本学院では、受験生の皆様が最新の法改正に基づいた問題演習をより実戦的に行っていただけるよう、本書『令和6年度 土地家屋調査士 完全予想錬成問題集 <sup>きらめき</sup> 煌』を発行する運びとなりました。

本書は、本試験形式の模擬試験2回分を収録した実戦問題集です。各回ともに近年の出題傾向を分析したうえで本年度出題が予想される論点の問題を厳選して収録しております。

なお、本書に収録した問題・解説は、令和6年4月1日現在の施行法令に基づいております。

本試験をシミュレートした本書をつうじて、今まで学習してきた事項が正確に身についているかどうかを確認するとともに、試験時間内に実力を出し切れるようトレーニングをし、本試験攻略の糸口をつかんでください。

最後になりますが、本書をご利用いただきました皆様が令和6年10月20日（予定）の土地家屋調査士試験において、その実力を十分に発揮され、合格という栄冠を勝ち取られることを祈念しております。

令和6年3月

東京法経学院 編集部

---

## 本書の特長と使い方

### 1 本書の特長 ～令和6年10月の土地家屋調査士本試験をシミュレート～

本書『令和6年度 土地家屋調査士 完全予想錬成問題集 <sup>きらめき</sup> 煌』は、土地家屋調査士本試験と同一の形式で問題を収録した土地家屋調査士受験対策用の予想問題集です。本試験形式の模擬試験を2回分収録しております。

本書に収録した問題は、本学院でこれまでに実施した答案練習会の問題を中心に、本年度出題が予想される論点の問題を厳選し、再編集したものです。

各回とも本試験と同じく、午後の部（択一式20問＋記述式2問）で構成しています。なお、本書に収録しました問題編・解説編は、令和6年4月1日現在の施行法令に基づいております。

### 2 本書の使い方

本書に収録した2回分の模擬試験は、本試験と同一の時間で解答するようにしてください。解答が終わりましたら、自己採点を行い、採点後に判明した弱点科目・論点については、問題をしっかり復習するとともに、基本書・過去問集等に戻り完璧に知識を定着させておきましょう。

#### ① 試験時間及び配点

各回の試験時間及び問題の配点は下記の表のとおりです。各回ともに択一式20問と記述式2問で満点が100点になります。

区分	試験時間	択一式	記述式
午後の部	2時間30分	1問2.5点（×20問＝50点満点）	2問で50点満点

※なお、記述式問題の採点にあたりましては、各解説編の採点基準を参考にしてください。

#### ② 答案用紙

各回に択一式・記述式の両方の答案用紙を掲載してあります。適宜拡大してご利用ください。

なお、本試験の記述式答案用紙は、A3判の両面印刷です。

### 3 受験データ

---

#### 令和5年度（2023年）

---

満点100点中71.0点以上が合格。午後の部の多肢択一式問題については、満点50点中32.5点、記述式問題については、満点50点中30.0点にそれぞれ達しない場合は、それだけで不合格とされた。

---

---

## 目次

---

問 題 編		
第 1 回 問題編	午後の部	7
	答案用紙	33
第 2 回 問題編	午後の部	41
	答案用紙	69

---

解 説 編		
第 1 回 解説編	択一式正解番号	78
	午後の部	81
第 2 回 解説編	択一式正解番号	124
	午後の部	126

---

令和6年度  
土地家屋調査士  
完全予想錬成問題集  
きらめき  
煌

第1回

問題編

**第1問** 意思表示に関する次のアからオまでの記述のうち、判例の趣旨に照らし正しいものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

ア Aが真意では買い受けるつもりがないのに、Bから土地を買い受ける契約をした場合には、Bが注意をすればAの真意ではないことを知ることができたときであっても、その契約は、有効である。

イ AがBと通じて、Aが所有する土地についてBに売却したかのように仮装した後、Bがその土地を善意のCに売却した場合には、Cは、その土地をAから買い受けたDに対しても、登記なくしてその土地の所有権の取得を対抗することができる。

ウ AがBと通じて、Aが所有する土地についてBに売却したかのように仮装した後、Bがその土地をCに売却し、さらにCがDに売却した場合において、Dが善意であってもCが悪意であるときは、Aは、虚偽表示による無効をもってDに対抗することができる。

エ Aがその所有する土地をBに贈与したが、Bと通じてAがBにその土地を売却したかのように仮装した場合において、その後、Aが死亡してCが単独で相続したときは、Cは、Bに対し、その土地の売買代金の支払いを請求することができない。

オ AがBに欺罔されて、Aが所有する土地をCに売却した場合に、Cが過失によってBの詐欺について知ることができなかつたときは、Aは、Cとの売買契約を取り消すことができる。

1 アウ    2 アオ    3 イウ    4 イエ    5 エオ

**第2問** 代理に関する次のアからオまでの記述のうち、判例の趣旨に照らし正しいものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

ア Aの父Bが代理権がないのにAの代理人と称してA所有の土地をCに売り渡す旨の契約を締結した場合において、その後、Bが死亡してAが単独で相続したときは、Aは、Cに対し、その契約の追認を拒絶することができる。

イ Aが代理権がないのにBの代理人と称してB所有の土地をCに売り渡す旨の契約を締結した場合において、CがBに対して相当の期間を定めて追認をするかどうかを確答すべき旨の催告をし、その期間が経過したときは、Bは、追認をしたものとみなされる。

ウ 無権代理人と契約を締結した相手方は、無権代理人が代理権を有しないことを知っていたときであっても、その契約を取り消すことができる。

エ 無権代理行為の追認は、当事者が別段の意思表示をした場合をのぞいて、追認した時からその効力を生ずる。

オ 無権代理人が、本人の追認を得ることができなかつた場合において、無権代理

人が未成年者であるときは、相手方は、無権代理であることにつき善意でかつ過失がないときであっても、無権代理人に対して履行又は損害賠償の請求をすることができない。

- 1 アイ 2 アオ 3 イウ 4 ウエ 5 エオ

**第3問** 地役権に関する次のアからオまでの記述のうち、判例の趣旨に照らし誤っているものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

ア 甲土地の共有者であるA・Bと乙土地の所有者であるCとの間で、甲土地を要役地、乙土地を承役地とする通行地役権の設定契約が締結された後、Aが別の場所で開催することとなったときは、AとCとの間で、甲土地のAの持分についての地役権設定契約を解除することができる。

イ 要役地の共有者の1人が、自己の持分を承役地の所有者に譲渡した場合には、その譲渡した者の持分についての地役権が、混同によって消滅する。

ウ Aが所有する甲土地からの眺望のために、乙土地に3階建の建物を建築しないという地役権が設定されている場合に、Aが甲土地の一部をBに譲渡したときは、その譲渡された土地のために乙土地の上にその地役権が存続する。

エ 甲土地がAとBの共有である場合に、Aが乙土地について通行地役権を時効取得したときは、Bも、通行地役権を取得する。

オ Aの通行地役権が設定されている承役地についてBが取得時効に必要な要件を具備する占有をしたときは、Aの通行地役権は、これによって消滅する。

- 1 アイ 2 アウ 3 イオ 4 ウエ 5 エオ

**第4問** 地図の訂正に関する次のアからオまでの記述のうち、誤っているものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

ア 地図に表示された土地の表題部所有者が2名以上あるときは、その土地についての地図の訂正は、その全員から申出をしなければならない。

イ 登記官は、地図の地番に誤りがあることを発見したときは、その訂正の申出がなくても、職権でその訂正をすることができる。

ウ 地図訂正申出情報と併せて提供すべき地積測量図に記録された地積が、登記記録上の地積と異なる場合は、その差が地積測量図の誤差の限度内であるときであっても、地図の訂正の申出は、地積の更正の登記の申請と併せてしなければならない。

エ 地図を訂正することによって申出に係る土地以外の土地の区画を訂正すべきこととなるときは、登記官は、当該地図の訂正の申出を、理由を付した決定で却下しなければならない。

オ 地図の訂正の申出をする所有権の登記名義人の住所が、住所移転により登記記録に記録されている住所と異なるときは、その変更があったことを証する情報を提供して、申出をすることができる。

- 1 アウ    2 アエ    3 イエ    4 イオ    5 ウオ

**第5問** 登記識別情報に関する次のアからオまでの記述のうち、**正しいもの**の組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

ア 登記識別情報を有している場合には、それを提供したとすれば、申請に係る不動産の取引を円滑に行うことができないおそれがあるときであっても、そのことを登記識別情報を提供することができない正当な理由として申請することはできない。

イ 送付の方法による登記識別情報を記載した書面（以下「登記識別情報通知書」という。）の交付については、登記識別情報の通知を受けるための特別の委任を受けた資格者代理人であっても、その者に対して送付することはできない。

ウ 登記識別情報通知書の送付に要する費用として、申請人が他の郵便物に優先して送達する取扱いの料金に相当する郵便切手を提出したときは、その取扱いにより送付される。

エ 電子申請の方法で登記の申請をした者は、登記所において登記識別情報通知書の交付を受けることができない。

オ 登記識別情報に関する証明について、資格者代理人によって請求をする場合は、会社法人等番号を有しない法人が請求人であるときの代表者の資格を証する情報を提供することを要しない。

- 1 アイ    2 アエ    3 イオ    4 ウエ    5 ウオ

**第6問** 添付書面の原本の還付に関する次のアからオまでの記述のうち、**誤っているもの**の組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

ア 添付書面の原本の還付を請求する場合は、原本と相違ない旨を記載した謄本を提出しなければならない。

イ 添付書面の原本の還付は、申請人の申出により、原本を送付する方法によりすることができる。

ウ 所有権の登記がある土地の合筆の登記の申請書に添付される申請人の印鑑証明書は、原本の還付を請求することができる。

エ 遺産分割協議書を相続があったことを証する書面として添付した申請人は、相続関係説明図を提出すれば、遺産分割協議書の謄本を提出することなく、遺産分割協議書について原本の還付を請求することができる。

オ 登記官は、不正な登記の申請のために用いられた疑いがある添付書面については、これを還付することができない。

- 1 アイ 2 アオ 3 イエ 4 ウエ 5 ウオ

**第7問** 地目に関する次のアからオまでの記述のうち、正しいものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

ア ガソリンスタンドとして使用されている土地の一部に建築された、付随的なものに過ぎないと認められる建物（店舗）の敷地の地目は、宅地である。

イ 牧場地域内にあつて、牧畜のために使用される建物の敷地の地目は、牧場である。

ウ 精油工場に接続する石油タンクの敷地の地目は、雑種地である。

エ 境内に属し、神社の事務を取り扱うために建築された社務所の敷地の地目は、境内地である。

オ 競馬場内に建築された事務所の敷地の地目は、雑種地である。

- 1 アウ 2 アオ 3 イウ 4 イエ 5 エオ

**第8問** 土地の分筆の登記に関する次のアからオまでの記述のうち、正しいものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

ア 土地区画整理事業により仮換地指定を受けている従前地について分筆の登記を申請する場合は、添付情報として、その事業施行者が保管している実測図（現地を復元することができる図面）に基づいて作成した地積測量図を提供することはできない。

イ 要役地についてする地役権の登記がある土地について分筆の登記を申請する場合は、地役権を消滅させることを証する情報を、添付情報として提供することはできない。

ウ 登記官は、土地の分割があつたものとして地籍調査が行われ、その成果が登記所に送付された場合には、その成果に基づいて分筆の登記をしなければならない。

エ 甲土地から乙土地を分筆する登記をする場合において、乙土地について仮差押えの効力を消滅させることを仮差押債権者が承諾したことを証する情報が提供されたときは、登記官は、その仮差押えの登記を乙土地の登記記録に転写することを要しない。

オ 3名の共有名義である土地の分筆の登記の申請が、過半数の持分を有する共有者の1人からされた場合において、当該登記が完了したときは、申請人でない共有者全員に対して、分筆の登記が完了した旨が通知される。

- 1 アイ 2 アエ 3 イオ 4 ウエ 5 ウオ



**第9問** 土地の合筆の登記に関する次のアからオまでの記述のうち、誤っているものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

ア 被相続人名義の所有権の登記がある土地について相続人から合筆の登記を申請する場合は、添付情報として、相続があったことを証する情報を提供しなければならない。

イ 抵当権の設定の登記がある土地と所有権の登記以外の権利に関する登記がない土地との合筆の登記は、添付情報として、抵当権の登記名義人が、抵当権の消滅を承諾したことを証する情報を提供して、申請することができる。

ウ 甲土地と乙土地についてされている抵当権の登記の登記の目的、申請の受付の年月日及び受付番号並びに登記原因及びその日付が同一であっても、甲土地の抵当権の登記についてのみ債権額の変更の登記がされているときは、甲土地を乙土地に合筆する登記を申請することはできない。

エ 互いに接続する甲土地と乙土地の双方をその所有権の登記名義人から買い受けた者は、当該所有権の登記名義人に代位して甲土地と乙土地の合筆の登記を申請することができない。

オ 承役地についてする地役権の設定の登記がある甲土地を、所有権の登記以外の権利に関する登記がない乙土地に合筆する登記を申請する場合において、当該地役権の設定範囲が甲土地の全部であるときは、添付情報として、地役権図面を提供することを要しない。

1 アウ    2 アオ    3 イエ    4 イオ    5 ウエ

**第10問** 建物の種類に関する次のアからオまでの記述のうち、誤っているものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

ア 社員寮や学生寮のように、多数の者が居住し、食堂、浴室、洗面所、便所等の全部又は一部を共用している建物は、「共同住宅」とする。

イ 大学受験のための学習塾の建物は、「教習所」とする。

ウ 夏季のみに利用される別荘は、「居宅」とする。

エ 歯科医師が歯科医業を行う場所であって、患者を入院させるための施設を有しない建物は、「診療所」とする。

オ 物品の製造、加工を行う建物は、その規模の大小を問わず、家内工業的な製造、加工を行うものを含めて、「工場」とする。

1 アエ    2 アオ    3 イウ    4 イオ    5 ウエ

令和6年度  
土地家屋調査士  
完全予想錬成問題集  
きらめき  
煌

第1回

解説編

## 第1回 択一式 正解と出題テーマ等

問題	正解	出題テーマ等
第1問	5	民法／意思表示
第2問	2	民法／無権代理
第3問	1	民法／地役権
第4問	1	表示登記（総論）／地図の訂正
第5問	5	表示登記（総論）／登記識別情報
第6問	4	表示登記（総論）／添付書面の原本の還付
第7問	4	表示登記（土地）／地目
第8問	5	表示登記（土地）／土地の分筆の登記
第9問	4	表示登記（土地）／土地の合筆の登記
第10問	2	表示登記（建物）／建物の種類
第11問	3	表示登記（区分建物）／区分建物の表示に関する登記
第12問	3	表示登記（建物）／建物の合併の登記の制限
第13問	5	表示登記（区分建物）／区分建物の合併（区分合併）の登記
第14問	2	表示登記（区分建物）／敷地権を抹消する区分建物の表示に関する登記
第15問	3	表示登記（建物）／建物の合体による登記等
第16問	3	表示登記（建物）／建物図面及び各階平面図
第17問	2	表示登記（総論）／登記事項証明書
第18問	1	表示登記（総論）／登記の嘱託
第19問	4	表示登記（総論）／筆界特定
第20問	5	調査士法／調査士の業務

## 第1回 記述式 登記の目的と出題の趣旨

問題	登記の目的	出題の趣旨
第21問	土地分筆登記	本問は、甲土地の一部と乙土地を買い受けた者が、まず、売主に代位して甲土地の分筆の登記を申請し、買い受けた土地を自己名義とした後に、甲土地の一部と乙土地を合筆する登記の申請手続に関する問題である。
第22問	建物区分登記	本問は、非区分建物を事務所部分と居宅部分の2個の専有部分に区分する建物の区分の登記の申請書及び添付図面の作成に関する問題であり、また、区分建物に係る敷地権の割合の定め方の基本的な理解を問うものである。

## 1. 択一式問題の〔解説〕について

〈テーマ〉 設問の出題事項を簡潔に示しています。

〈各肢の解説〉 各肢ごと「正・誤」の判断を示し、コメントを加えています。

## 2. 記述式問題の〔解説〕について

〈答案作成のポイント〉により申請書、図面の記載事項の理解を深めてください。

## 3. 法令名等の略記について

### (1) 不動産表示登記関係

- ・不動産登記法→「法」
- ・不動産登記令→「令」
- ・不動産登記規則→「規則」
- ・不動産登記事務取扱手続準則→「準則」
- ・建物の区分所有等に関する法律→「区分法」
- ・登録免許税法→「登税法」

### (2) 土地家屋調査士法関係

- ・土地家屋調査士法→「法」
- ・土地家屋調査士法施行規則→「規則」

## 4. 判例及び先例の略記について

- ・平成28年12月19日最高裁判所判決→「最判平成28・12・19」
- ・令和2年3月30日付け法務省民二第318号法務省民事局長通達→「令和2・3・30民二318号通達」

※先例の日付・番号等は、「土地家屋調査士六法」(本学院刊)によるものとする。

## 5. 参考図書の紹介

- ① 「表示登記教材 地目認定 (改訂版)」(民事法務協会発行) 定価3,143円 (税込)
- ② 「表示登記教材 建物認定 (4訂版)」(民事法務協会発行) 定価4,620円 (税込)

〈上記図書購入先及びお問合せ先〉

〒101-0047

東京都千代田区内神田1-13-7 四国ビル7F

一般財団法人民事法務協会 管理部

TEL 0570(011)810〈代表〉 FAX 03(3295)5058

※一般書店では販売しておりませんので、ご注意ください。

※送料はお問合せください。

## 第1問 正解 5

## ＜テーマ＞ 意思表示

## ＜各肢の解説＞

- ア 誤り。意思表示は、表意者がその真意ではないことを知ってしたとき（心裡留保）であっても、そのためにその効力を妨げられない（民法93条1項本文）。すなわち、有効である。ただし、相手方がその意思表示が表意者の真意ではないことを知り、又は知ることができたときは、その意思表示は無効とされる（同条ただし書）。つまり、心裡留保が有効として相手方が保護されるのは、相手方が善意かつ無過失のときである。
- イ 誤り。相手方と通じてした虚偽の意思表示（虚偽表示）は、無効であるが（民法94条1項）、この意思表示の無効は、善意の第三者に対抗することができない（同条2項）。そして、この場合の第三者が民法94条2項の規定によって保護されるためには、対抗要件の具備は不要であるとされており（最判昭和44・5・27）、目的物が不動産の場合には、登記の具備は不要であることになる。しかし、本肢のCとDとの関係については、判例は対抗関係とみて、Cは、Dに対して登記がなければ対抗することができないとする（最判昭和42・10・31）。
- ウ 誤り。本肢の場合のDを「転得者」というが、判例は、転得者も、民法94条2項の「第三者」に含まれるとする（最判昭和45・7・24）。民法94条2項が虚偽の外形を信頼した者を保護する趣旨の規定であって、転得者を除く合理的理由はないからである。したがって、Cが悪意であってもDが善意であれば、Aは、虚偽表示による無効をDに対抗することができない。
- エ 正しい。民法94条2項の「第三者」とは、虚偽の意思表示の当事者又はその一般承継人（相続人等）以外の者であって、その表示の目的（外形）につき、新たに法律上利害関係を有するに至った者をいう（最判昭和42・6・29等）。本肢の場合に、虚偽の意思表示をしたAの相続人Cは、Aの地位を包括的に承継するので、第三者には当たらない。つまり、Cは、Bに対し、土地の売買代金の支払いを請求することができない。
- オ 正しい。相手方に対する意思表示について第三者が詐欺を行った場合においては、相手方がその事実を知り、又は知ることができたときに限り、その意思表示を取り消すことができる（民法96条2項）。本肢では、CはBの詐欺につき過失により知ることができなかったのであるから、Aは、Cとの売買契約を取り消すことができる。以上により、正しいものはエ及びオであるので、正解は5となる。

<テーマ> 無権代理

<各肢の解説>

ア 正しい。本人が無権代理人を相続した場合には、本人は無権代理行為の追認を拒絶することができる。何ら信義則に反するところはないからである（最判昭和37・4・20）。

イ 誤り。無権代理行為の相手方は、本人に対し、相当の期間を定めて、その期間内に追認をするかどうかを確答すべき旨の催告をすることができるが、本人がその期間内に確答をしないときは、追認の拒絶をしたものとみなされる（民法114条）。無権代理行為について何の責任もない本人が、確答をしなかったからといって、追認擬制という不利益を課せられる理由はないからである。

ウ 誤り。無権代理行為の相手方は、本人が追認をしない間は、契約を取り消すことができる（民法115条本文）。しかし、この取消権は、相手方が契約の時ににおいて、無権代理人が代理権を有しないことを知っていた場合は認められない（同条ただし書）。すなわち、相手方が契約の時に善意の場合にだけ取消権が認められる。

エ 誤り。無権代理行為の追認は、別段の意思表示がないときは、契約の時にさかのぼってその効力を生ずる（民法116条本文）。つまり、別段の意思表示がないときは、追認によって、無権代理行為は、契約の時にさかのぼって有効になる。

オ 正しい。無権代理人が本人の追認を得ることができなかつたときは、相手方の選択に従い、相手方に対して履行又は損害賠償の責任を負うとされるが（民法117条1項）、この無権代理人の責任の生ずる要件として、相手方が、無権代理人が代理権を有しないことを知らず、かつ、知らないことについて過失がないこと、すなわち、善意・無過失であることが必要である（同条2項1号・2号本文）。さらに、無権代理行為の相手方が善意・無過失であっても、無権代理人が行為能力の制限を受けていたときは、無権代理人に対する責任追及は認められない（同条2項3号）。

以上により、正しいものはア及びオであるので、正解は2となる。

## 第3問 正解 1

## ＜テーマ＞ 地役権

## ＜各肢の解説＞

- ア 誤り。土地の共有者の1人は、その持分につき、その土地のために存する地役権を消滅させることはできない（地役権の不可分性、民法282条1項）。したがって、AとCとの間で、甲土地のAの持分についての地役権設定契約を解除することはできない。
- イ 誤り。要役地の共有者の1人が、自己の持分を承役地の所有者に譲渡した場合であっても、他の共有者のためだけの地役権というものは認められないので、譲渡した者の持分についての地役権が、混同によって消滅するという事はない（民法282条1項参照）。
- ウ 正しい。土地の一部の譲渡の場合には、地役権は、その各部のために存することになる（民法282条2項本文）。したがって、本肢の場合は、Bに譲渡された土地のために乙土地の上に地役権が存続する。なお、判例は、この場合、譲渡人と譲受人による地役権の準共有が生ずるものと解している（大判大正10・3・23）。
- エ 正しい。土地の共有者の1人が時効によって地役権を取得したときは、他の共有者も、これを取得する（民法284条1項）。共有者の1人のためだけの地役権というものは認められないからである。
- オ 正しい。承役地の占有者が取得時効に必要な要件を具備する占有をしたときは、地役権は、これによって消滅する（民法289条）。
- 以上により、誤っているものはア及びイであるので、正解は1となる。



【本書に関するお問合せについて】

本書の正誤に関するご質問は、書面にて下記の送付先まで郵送もしくはFAXでご送付ください。なお、その際にはご質問される方のお名前、ご住所、ご連絡先電話番号（ご自宅／携帯電話等）、FAX番号を必ず明記してください。

また、お電話でのご質問および正誤のお問合せ以外のテキストに関する解説につきましてはお受けいたしかねます。あらかじめご了承くださいますようお願い申し上げます。

【ご送付先】

〒162-0845

東京都新宿区市谷本村町3-22 ナカバビル1F 東京法経学院

「令和6年度 土地家屋調査士 完全予想錬成問題集 <sup>きらめき</sup>煌」編集係 宛

FAX：03-3266-8018

令和6年度 土地家屋調査士  
完全予想錬成問題集 <sup>きらめき</sup>煌

令和6年3月18日 初版発行

編者 東京法経学院 編集部

発行者 立石 寿 純

発行所 東京法経学院

〒162-0845

東京都新宿区市谷本村町3-22 ナカバビル1F

TEL 03-6228-1453

FAX 03-3266-8018

郵便振替口座 00120-6-22176

〔 著作権所有 〕  
〔 不許複製 〕